

二宮町ごみ減量化推進協議会 会議次第

日時 平成 31 年 3 月 27 日(水)
午後 1 時 30 分～
場所 二宮町役場 第 1 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 平成 30 年度 (2018 年度) の取組実施状況について

(2) 平成 31 年度 (2019 年度) の取組予定について (資料 1)

(3) その他

4. 閉 会

アイデア会議「テーマ（ごみの減量策）」

標語	評価基準（費用）	評価基準（人員）	評価基準（インパクト）	評価基準（減量化）
A	まったくかからない	微小	微小	特大
B	ほとんどかからない	小	小	大
C	中	中	中	中
D	大	大	大	小
E	特大	特大	特大	微小
-	不明	不明	不明	不明

2019年度に取組み予定の減量アイデア策

No.	減量策	費用	人員	インパ外	減量化
1	草葉の自家処理（庭埋め）推進	B	B	B	B
2	地域美化清掃の草葉の自家処理（枯らし）	B	D	C	C
3	ミニトイレの販売要請	B	C	B	C
4	多量排出事業者への指導徹底	B	C	C	C
5	食品回収協力の広報	B	B	C	D
6	リサイクルショップの紹介	B	C	C	C

広報活動により啓発できる減量アイデア策

No.	減量策	費用	人員	インパ外	減量化
1	生ごみ濡らさない運動	B	B	C	C
2	生ごみ乾かす運動	B	B	D	C
3	水分もうひとしぼり運動	B	B	D	D
4	ラップ水分の除去	B	A	E	D
5	計画的買い物	B	B	C	C
6	大皿料理	B	B	C	D
7	エコバッグ	B	B	C	C
8	冷蔵庫の一斉清掃呼びかけ	B	B	C	D
9	冷蔵庫の中身の見える化	B	C	C	D
10	3010運動	B	B	C	C
11	生ごみ処理機普及促進	C	B	C	C
12	段ボールボックスの普及啓発	B	B	C	C
13	分別徹底（雑紙の混入防止）	B	B	D	C
14	シレッター活用の推進	B	B	C	D
15	家庭での減量化アイデアの紹介	B	C	B	C

その他の減量アイデア策

No.	減量策	費用	人員	インパ外	減量化
1	ごみ減量化ゲームの作成	B	C	B	D
2	事業系搬入ごみの展開検査による指導徹底	D	C	C	C
3	イベント時に食器貸出し業者（NPO）の紹介	D	C	B	D
4	減量達成者への報酬（袋無料配布）による減量励行	C	B	B	C
5	事業系ごみ袋の廃止	B	C	B	C
6	フードバンクの仕組み構築	B	C	B	C
7	賞味期限1/3ルール緩和要請	B	C	B	C
8	減量化アイデア等を動画（CD等）し貸出し	B	C	B	C
9	有機農法農家との連携	B	C	B	C
10	紙おむつのリサイクル	B	C	B	C
11	ごみ処理手数料の見直し	B	C	B	D
12	収集日の削減	B	C	B	D
13	収集曜日（地区）の再編による平準化	B	C	B	D
14	少量（計り）売りの要請	B	C	C	C
15	指定ごみ袋料金見直し	B	C	C	C

No.	減量策	費用	人員	イパ°外	減量化
16	歯ブラシの回収（企業協力）	B	C	C	D
17	ストロー・レジ袋の回収（企業協力）	B	C	C	D
18	靴・スーツの引取りサービス活用	B	C	C	D
19	積替施設運用体制の見直し	C	C	C	C
20	充電式カイロの普及	B	C	C	D
21	テイクアウト飲料のマイボトル持ち帰りの普及	B	C	C	D
22	ビデテーパー°、施設テーパー°のリサイクル	B	C	C	D
23	カーポート賃貸業者との連携	B	C	C	D
24	ごみを裁断化して出す運動	B	B	D	D
25	雑紙回収袋の配布	D	D	B	C
26	分別徹底（布類の汚れている基準）	C	C	C	D
27	リース食器の貸出	D	C	B	D
28	ペットの排泄物処理（バイオ式生ゴミ処理機、乾燥式生ゴミ処理機等購入者への補助）	D	C	C	D
29	指定ごみ袋の容量の見直し	E	D	B	C
30	ごみがトクバックにごみ減量のアイデアや取り組みを掲載	D	D	C	D

附属機関の見直しについて

1. 見直しの趣旨

附属機関である審議会、審査会等は、法律又は条例を設置根拠とするのに対し、二宮町を含む多くの自治体では、附属機関に類する機関について要綱等により設置をしてきました。

附属機関等の分類（現行）

区 分	設置根拠	名 称
附属機関 (地方自治法の規定)	法律又は条例	審査会、審議会又は調査会 など
附属機関に類する機関	要綱等	協議会、委員会 など
その他の組織	要綱等	実行委員会、連絡会 など



上記分類のうち要綱等により設置されている「附属機関に類する機関」は、附属機関に該当し、条例により設置すべきとする下級審の裁判例が複数あり、各自治体で見直しが進められています。



要綱設置の機関の適法性については学説が分かれています。上記区分の要綱等により設置されている「附属機関に類する機関」について、整理及び見直しをしました。

2. 附属機関等の定義

これまで要綱等により設置されてきた附属機関に類する機関については、実質的な運営状況に照らして、「附属機関」「懇談会」「その他の組織」に分類をします。

定 義

附属機関…地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

懇談会 …合議体として意思決定及び意見集約を行うことなく、学識経験者等の参加者から意見聴取、行政運営上の意見交換、情報共有、懇談の場として要綱により設置するもの。（機関ではない。）

その他の組織…連絡会、イベント等の実行委員会で次のいずれかに該当するもの。

- ・ 町民団体、関係機関との連絡調整を行うもの。
- ・ イベントの実施、啓発等を目的とするもの。
- ・ 町職員のみで構成されるもの。

附属機関・懇談会の設置、運営の基準

	附属機関	懇談会
名 称	審査会、審議会、調査会 等	左記以外 (附属機関と紛らわしい名称は用いない)
委員構成	学識経験者や公募町民等、原則として町職員以外の者により構成	
設置根拠	法律又は条例	要綱等
会議方式等	各委員の意見を集約し、合議体として意思決定して表明する。 (表明形式：答申、報告、建議等)	合議体としての意思決定、意見集約を行うことなく、参加者からの意見を町が聴取して取りまとめる。(合議はしない)
委嘱の有無	あり(任命行為)	なし(依頼-承諾)
委員の身分	非常勤特別職 (地方公務員法第3条第3項第2号)	地方公務員法上の位置づけなし
予算措置	報酬	報償費(謝礼)

3. 「附属機関」「懇談会」の判断基準

判断基準

① 長の諮問等に応じ、調停、審査、審議、調査等を行う。

調停 第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図るようにすることをいう。

審査 特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べることをいう。

審議 執行機関の諮問に応じて調べ議論することをいう。

調査 一定の範囲の事項についてその事実を調べることをいう。

(逐条地方自治法<第7次改訂版> (学陽書房) 495 p)

② 会議体が合議制で、会長、委員長等の代表者、議決方法等が存在する。

③ 会議体の意見として集約し、長への報告、答申等を行う。

上記判断基準に該当

附属機関(条例設置)

上記判断基準に該当しない

懇談会(要綱設置)

4. 判断基準を踏まえての見直しについて

判断基準に照らし、附属機関として条例設置をする協議会、委員会は次のとおりです。

【1】現状の設置根拠が要綱であり、新たに設置条例を制定する協議会、委員会

	所管課	附属機関名称
1	企画政策課	総合戦略評価委員会
2		行政改革検討委員会
3		まちづくり評価委員会
4	高齢介護課	地域密着型サービス運営委員会
5		地域包括支援センター運営協議会
6		老人ホーム入所判定委員会
7	教育総務課	教育支援委員会
8		教科用図書採択検討委員会

【2】現状の設置根拠が規則であり、新たに設置条例を制定する又は現存の条例を改正する委員会

	所管課	附属機関名称
1	総務課	表彰審査委員会
2	子育て・健康課	予防接種事故調査委員会

5. 今後について

- ① 協議会、委員会について、新たに設置条例を制定又は現存の条例の改正するための議案を上程します。
- ② 附属機関の委員への報酬の支出根拠として、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例を改正するための議案を上程します。